平成２３年（フ）第１３１１８号
東京都練馬区関町北５丁目16―36―107
破産者　軍司　倫弘
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１６１号
千葉県佐倉市西志津７丁目10―61
破産者　湯又　幸子
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１７３号
東京都府中市白糸台４丁目19―１―204
破産者　林　　武敏
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１７７号
埼玉県川口市大字安行北谷602―16
破産者　菅　　良幸
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１９９号
東京都杉並区南荻窪３丁目31―25―302
破産者　三田　　豊
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２１０号
東京都杉並区高円寺北３丁目16―１
破産者　田中扶佐栄（旧姓中村）
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２１７号
埼玉県川口市中青木５丁目５―26―303
破産者　杉浦　秀夫
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２４９号
大分市大字廻栖野3231番地
破産者　北九州みどり販売株式会社
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２３３９号
札幌市中央区北１条西４丁目２番２号
破産者　株式会社ＧＭキャリア・エージェント
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２号
福島県河沼郡会津坂下町字舘ノ下10番地
破産者　有限会社小林運送店
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
福島県喜多方市松山町村松字小荒井道西496番地の１
破産者　有限会社丸重運送店
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
茨城県日立市西成沢町２丁目20番１号
破産者　株式会社カスクネットワーク
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１３４号
群馬県太田市大久保町124番地19
破産者　有限会社河内テクニカ
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第８９１号
さいたま市西区大字佐知川815番地６
破産者　株式会社ゴオー
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８９３号
さいたま市西区大字佐知川702番地　ＳＴＲＥＡＭ205、前住所さいたま市西区大字佐知川815番地６
破産者　亡牛田哲也相続財産
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６１７号
千葉県野田市堤台83番地　サニーホームズ根岸Ｂ棟202号
破産者　今　　君代（旧姓濱）
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４５９９号
東京都千代田区飯田橋２丁目４番５号
破産者　株式会社ライフコート
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４６９４号
東京都新宿区新宿７丁目27番６号
破産者　株式会社成蹊舎
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５８６９号
東京都目黒区中町２丁目23―２
破産者　叶井俊太郎
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第３８号
富山県黒部市若栗7758番地
破産者　若栗土建工業株式会社
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第４５号
長野県飯田市江戸町４丁目284番地10
破産者　株式会社美城
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第６６５３号
大阪市北区天神橋１丁目12番６号
破産者　株式会社イーシーホームズ
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９８８号
大阪市西区靱本町１―４―16　南平ビル８階、商業登記簿上の本店所在地大阪府堺市堺区出島町３丁９番22号
破産者　株式会社シーマス
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部